

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)	
地域名 (地域内農業集落名)	17 篠ノ井塩崎地区 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月12日(火) (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において、高齢化が進み、後継者も不足している。
- ・離農者の増加に伴い、草刈り等未管理の農地や耕作放棄地が拡大しており、隣接する農地の営農に支障をきたしている。
- ・河川敷の農地は、台風等で河川が氾濫した際に浸水被害の危険性が高いため、農地の貸し出しや譲渡を希望する農家が増えており、営農の継続が危惧される。
- ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。
- ・栽培品目が混在しているため、作業効率が悪い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・果樹(りんご・もも・ぶどう)を主要作物としつつ、今後は、地球温暖化の影響もあり、10～20年後を見据えた品種や栽培方法を検討し、高収益化を図っていく。(暑さに強い品種の導入等)
- ・野菜は自給的農家が多く、自家用の耕作により、農地の管理を継続するとともに、法人による規模拡大により、荒廃化を防いでいく。
- ・水稻は法人への作業受託が進んでいるため、今後も法人への作業受託を進めて作業の効率化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	210 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	210 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、法人と専業農家を中心に担うほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上を図り機械化を促進するため、区画整理(農地の段差解消など軽微な整備を含む)に併せた農地の集団化や農道の拡幅、用排水施設等の整備など基盤整備事業の実施について検討を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・若い人材で今後も農業をする人は少なく、定年後の人材が増えていることから定年帰農を進める。
- ・小規模農家や兼業農家が集まって作業の共同化や機械の共有化を進めることで、新規で参入しやすい環境を作り、新規就農者確保に繋げていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JAが設置予定の農業サポートセンターを活用し、農業者の支援を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

○河川敷(堤外地)農地の利活用に関する取組方針…⑩
河川敷の農地は、台風等により千曲川が増水した際に浸水被害を受けやすいため、営農意欲も削がれてしまい継続が困難な農地が多くあることから、新たな農地利用方法について検討を行う。

○地域農業の活性化に関する取組方針…⑩
農業者の生産意欲の向上や、地域住民の農業に対する意識の改革を図るため、JAとの地区懇談会等を通して、地域農業の活性化に関する取り組みについて検討する。

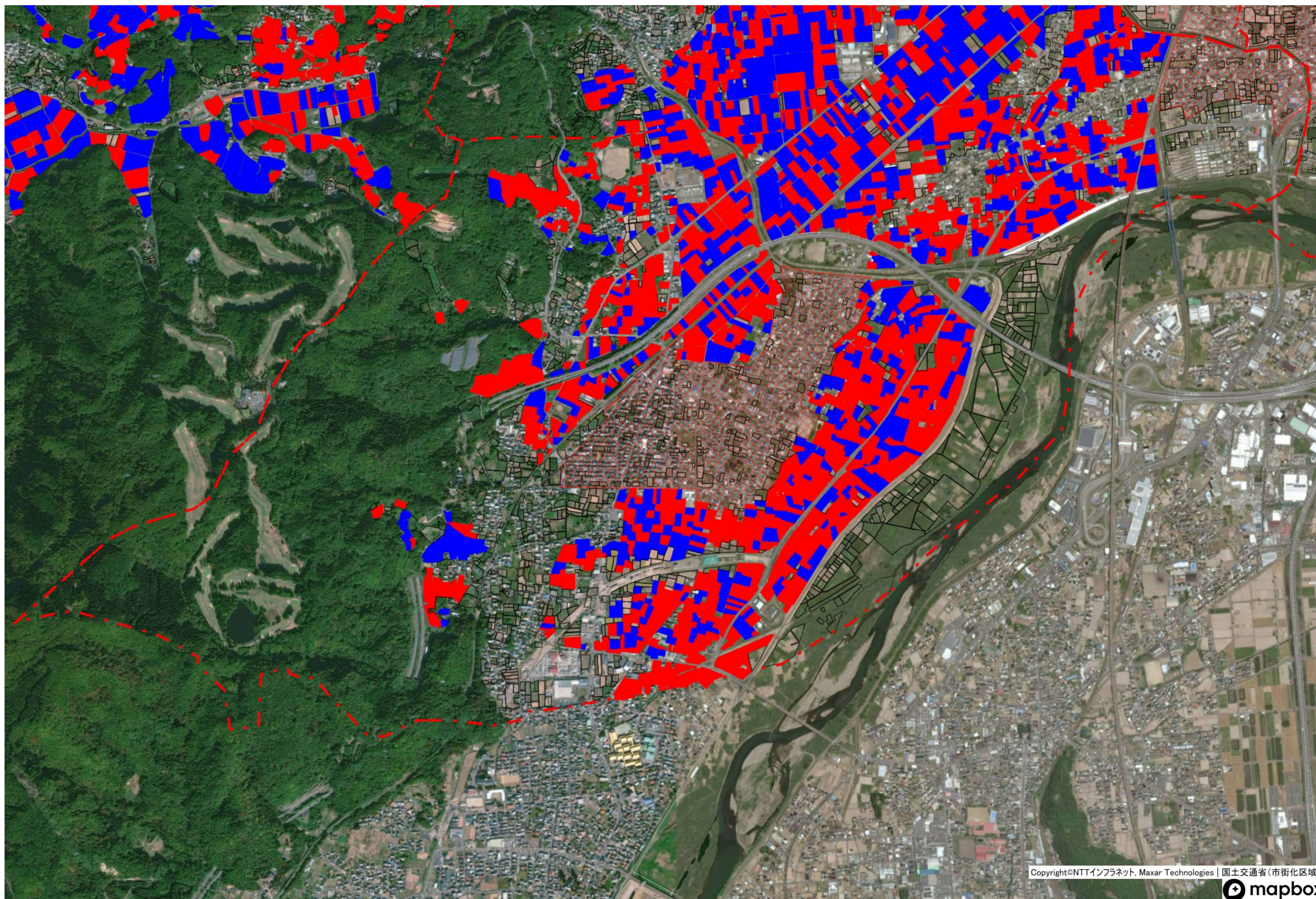
○農地利用の効率化及び集約化に関する取組方針…⑤,⑩
栽培作目の住み分けを行い、作目ごとに団地化を図るなど、農地利用の効率化を促進するための取り組みについて検討する。

○野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針…①
農地周辺の草刈り等の環境整備の実施や野生鳥獣を誘因するような放置農作物の撤去等、地域を挙げて実効性のある被害防止対策の実施について検討する。

○スマート農業の導入に関する取組方針…③
地域でスマート農業を実践している農業者と連携を図り、作業の一部自動化による省力化・業務効率の向上を図っていく。

○遊水地内の農業利用について…⑩
塩崎地区内において国による遊水地が新たに整備されることから、遊水地内の農業利用について検討していく。

○農業用施設の有効利用…⑩
地域内にある農業用施設を共同利用する等、施設の有効活用について検討する。



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）